様式第4号(第3条関係)

　　第　　　　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

法定外公共物土木工事許可(決定・却下）通知書

　　　　　　　　　　　　　様

粕屋町長　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　年　　　月　　　日付で申請のあった法定外公共物の土木工事の許可について、下記のとおり決定（却下）したので通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 土木工事の目的 |  |
| 施工場所 | 　粕屋町 | 対象物件 | 認定外道路・水路 |
| 工事概要 |  |
| 工事施工期間 | 許可日から　　　　　年　　　　月　　　　日まで |
| 施工業者 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　TEL |
| 許可条件 | 法定外公共物を損傷したときは、直ちに町長に通知し、復旧方法の指示を受け、原状に回復すること。その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 却下の場合の理由 |  |

備考　この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、粕屋町長に対して審査請求をすることができます。また、この決定の取消訴訟は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、粕屋町長を被告として、提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に、提起しなければなりません。